

令和5年度  
財政援助団体等監査結果報告書  
第2回

上田市監査委員

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 9 項の規定により、令和 5 年度財政援助団体等監査の結果(第 2 回)に関する報告書を、次のとおり提出します。

令和5年11月24日

上田市監査委員 東方 久男

同 池上 喜美子

## 目 次

- 令和 5 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告…………… 4
- 監査対象団体の監査結果…………… 5
  - 一般財団法人上田市地域振興事業団
- 所管部局に対する指導事項、検討事項及び意見…………… 11

# 令和 5 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告

## 監査の対象年度

監査は、上田市が財政的援助を行った団体等について、令和 4 年度執行分を基本とし出納その他の事務の執行について実施しました。

## 監査の対象機関及び実施期間

監査は、令和 4 年度に財政的援助を受けた団体等の中から、次の基準により過去の監査の実施状況等を踏まえ、1 団体を選定し、令和 5 年 8 月 22 日から 11 月 7 日までの間に実施しました。

- 1 市から資本金等の 4 分の 1 以上の出資又は出捐を受けている団体
- 2 市から補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- 3 市から債務保証（借入金の元金又は利子の支払の保証）を受けている団体
- 4 市から公の施設の管理を委託されている団体（指定管理者）

## 監査の実施方法

監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象団体に出向き、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認するとともに、関係者からの説明を聴き取る等の方法により実施しました。

## 監査の結果

監査を実施した一般財団法人上田市地域振興事業団において、検討事項はありませんでしたが、指摘事項 5 件、指導事項 3 件あり、監査委員の意見 2 件を添えました。

また、所管部局への指摘事項はありませんでしたが、指導事項 1 件、検討事項 1 件あり、監査委員の意見 2 件を添えました。

監査対象団体の監査結果、所管部局への検討事項は次頁以下のとおりです。

### 監査結果の区分及び監査結果に添える意見

#### 1 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助を与えているものの出納その他の事務等が適切でないもの

#### 2 指導事項

指摘事項には至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導し、改善を促したもの

#### 3 検討事項

監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に検討を求めたもの

#### 4 意見

地方自治法第 199 条第 10 項の規定により、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査結果の報告に添え、監査委員の意見として提出するもの

## 監査対象団体の監査結果

監査団体名 一般財団法人上田市地域振興事業団  
団体所在地 上田市上丸子1612番地 丸子地域自治センター3階  
監査年月日 令和5年9月28日  
所管部局 政策企画部

### 団体の概要

代表者 理事長 小相澤 隆幸（副市長）

設立年月日 昭和60年4月1日

### 主な事業の内容

- ① 地方公共団体等が設置する公共施設の受託管理等
- ② 地域住民の健康・福祉の増進に関する事業
- ③ 情報処理等に関する受託事業
- ④ 地域振興事業及び都市との交流事業
- ⑤ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく特定労働者派遣事業
- ⑥ この目的を達成するために必要な事業

### 令和4年度決算状況

- ① 正味財産増減計算書

事業収益	1,433,364千円
経常費用	1,403,267千円
当期経常増減額	30,097千円
当期一般正味財産増減額	30,097千円
- ② 貸借対照表

資産合計	447,399千円
負債合計	99,543千円
正味財産合計	347,856千円

### 監査対象事項

- (1) 出捐金（市出捐率 100%） 30,000千円
- (2) 指定管理収入 401,715千円
- (3) 受託収入 243,332千円
- (4) 補助金等収入 38,724千円

(注) 法令等について文中では以下のとおり、省略して記載しています。

法律・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）

法規則・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（令和 3 年 1 月 29 日法務省令第 2 号）

会計基準・・・公益法人会計基準（令和 2 年 5 月 15 日 内閣府公益認定等委員会）

運用指針・・・公益法人会計基準の運用指針（令和 2 年 5 月 内閣府公益認定等委員会）

検討結果・・・平成 27 年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について（平成 28 年 3 月 23 日 内閣府公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会）

研究資料・・・貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表の作成と会計処理について（平成 23 年 5 月 13 日 日本公認会計士協会）

リース会計基準・・・リース取引に関する会計基準（平成 19 年 3 月 30 日 企業会計基準委員会）

## 監査結果

### 【 指摘事項 】

#### 1 上田市の出捐金の処理について

上田市の財産に関する調書によれば、出資による権利として一般財団法人上田市地域振興事業団出捐金30,000千円が計上されていますが、貸借対照表には基本財産がありません。財産に法人格を付与することから財団法人名が付されていることや市町村合併により誕生した重要な法人であることを考慮すると次の扱いが適切と思われます。資金の一部として流動資産の定期預金に同額が計上されていることから所定の手続を得て基本財産又は特定資産として固定資産に訂正してください。また、正味財産増減計算書も一般正味財産から同額を指定正味財産に訂正してください。

### 【 指導事項 】

#### 2 簡潔明瞭な事業報告書等の公表について

市民や一般の関係者に対して簡潔明瞭な報告の視点から以下の点に留意され改善してください。

なお、現行の事業実績報告書は議会や所管官庁への説明という詳細な報告をする視点から重要であり、作成を妨げるものではありません。

##### (1) 法人の概況

- ① 設立年月日（3公社合併、一般財団法人へ移行についても記載する。）
- ② 定款に定める目的
- ③ 定款に定める事業内容
- ④ 所管官庁に関する事項
- ⑤ 主たる事務所・支部の状況
- ⑥ 役員等に関する事項（理事・監事等の役職、氏名、常勤・非常勤の区分、担当職務・現職等を記載する。評議員は別に区分を設け、評議員の氏名、現職を記載する。）
- ⑦ 職員に関する事項（職員数、前期末比増減、平均年齢等を職員、再雇用職員、準職員、非常勤職員の区分別に記載する。）

##### (2) 事業の状況

- ① 事業の実施状況（指定管理業務と受託業務を適宜グルーピングして経常収益の前期比較等を行い、実施した特記事項や職員の雇用上の重要事項を簡潔に記載して、最後に当期正味財産増減額を前年比で示すこと等全体の概観性に留意して1頁程度にまとめる。）
- ② 重要な契約等に関する事項（新たな指定管理業務等の受託や終了、その他重要な契約があった場合、概要を記載する。）
- ③ 役員会等に関する事項
- ④ 収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移（当期収入合計、当期支出合計、当期収支差額、次期繰越収支差額、経常収益、経常費用、正味財産増減額、資産合計、負債合計、正味財産の各金額を百万円単位で5年間程度の推移を記載する。当期

収支差額や正味財産が大幅に変動した場合は、その主因を説明する。)

⑤ 法人の課題（対処すべき課題を記載する。）

⑥ 決算期後に生じた法人の状況に関する重要な事実（決算期後に収支や正味財産の状況に重要な影響を及ぼす事実（後発事象）が生じた場合は、その概要を記載する。）

(3) 各事業の実施状況

法人管理については(2)の①に記載し、各施設別の記載は簡潔明瞭に見開き1枚(2頁)以下に抑える。

## 【 指摘事項 】

### 3 監事監査報告の法令遵守について

監事の監査報告について以下の法令（法規則第36条、45条を準用する第64条）の定めに対して(2)及び(3)の記載が無く、(1)及び(4)の記載不備がありました。法令を遵守してください。

(1) 監査の方法及びその内容

(2) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い法人の状況を正しく示しているかについての意見

(3) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実（ない場合にはその旨の記載）

(4) 計算関係書類が法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

## 【 指摘事項 】

### 4 会計規程の改正について

現在の会計規程は法律及び法規則並びに会計基準に対応して改正を行わないできたため改正が必要です。主な点は以下のとおりです。

(1) 「会計基準等の一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して処理する。」記載が無いこと。

(2) 経理責任者の定めが無いこと。

(3) 会計基準から除かれた収支予算書及び収支計算書を資金収支予算及び資金収支計算書として再定義し条文化すること。

(4) 第8章収支決算を決算に変更し、決算の目的、月次決算、決算整理事項、重要な会計方針について条文化すること。

(5) 第50条に定める(1)から(8)の決算諸表は削除すべきものや会計基準等に準拠した記載に訂正すること。

## 【 指導事項 】

### 5 会計基準に準拠した財務諸表の作成について

1の指摘事項のほかに会計基準に準拠しておらず、訂正が求められる主な点は以下のと



おります。

(1) 正味財産増減計算書

- ① 他会計からの繰入額は削除してください。(会計基準注解(注2))
- ② 仕入高は事業費の中科目とし、たな卸高は仕入高に加減してください。(運用指針12, 13)
- ③ 事業費と管理費について給料手当や役員報酬、減価償却費、修繕費、光熱水料費等の中科目表示され、前年度及び増減が解るように改正してください。(同)
- ④ 重要性があれば税効果会計の適用が必要なため、正味財産増減計算書に税引前当期一般正味財産増減額、法人税、住民税及び事業税、当期一般正味財産増減額として法人税等を管理費から振替えてください。(会計基準注解(注1)(5))

(2) 正味財産増減計算書内訳表

- ① 他会計からの繰入額を経常収益と経常費用に同額計上していますが、認められておりません。他会計振替前当期一般正味財産増減額、他会計振替額、当期一般正味財産増減額として表示します。(運用指針12及び13、研究資料Q8及びQ9)
- ② ①に伴い、法人管理区分に含めている管理費のうち複数の事業に共通して発生する費用については合理的な配賦基準を用いて配賦計算を行う必要があります。共通費用以外の評議員会、理事会、登記等の管理費は法人会計として残します。(研究資料Q6、Q7)
- ③ (1)の各項目は同じく見直しが必要であり、内部取引等消去欄を追加します。(運用指針13)

(3) 資金収支予算書及び資金収支計算書並びに内訳表

- ① 収支計算書総括表及び事業・施設別の収支計算書は会計基準から除かれたので内部管理事項として改めて会計規程に定めることが必要です。
- ② 事業費支出と管理費支出について給料手当支出や役員報酬支出、修繕費支出、光熱水料費支出等の中科目表示され、予算書(予算額、前年度予算額、増減、備考)や計算書(予算額、決算額、差異、備考)が作成される必要があります。
- ③ 繰入金収入を事業活動収入とし、法人管理会計繰出金支出を事業活動支出計に含めていますが適当ではありません。事業活動支出計の後に他会計振替収支額調整前事業活動収支差額、他会計振替収支額、差引、法人税等支出、事業活動収支差額として表示します。
- ④ ③に伴い法人管理区分に含めている管理運営費支出のうち複数の事業に共通して発生する運営費支出については合理的な配賦基準を用いて配賦計算を行う必要があります。共通費用支出以外の評議員会、理事会、登記等の管理費支出は法人会計として残します。

**【 指摘事項 】**

**6 賞与引当金の計上漏れについて**

会計基準によれば財務諸表は真実な内容を明瞭に表示しなければなりません。(会計基準

### 第1の3(1))

当年度の負担に属する賞与の引当金が計上されておられません。会計基準を遵守してください。したがって、同額だけ正味財産増減計算書の当期一般正味財産増減額が過大に計上され、貸借対照表の負債が少なく計上されています。翌年度は計上して、重要な会計方針の注記や附属明細書（引当金の明細）を作成してください。

## 【 指摘事項 】

### 7 リース資産の貸借対照表計上漏れについて

会計基準によれば財務諸表は真実な内容を明瞭に表示しなければなりません。(会計基準第1の3(1))

マイクロバスのリースについてリース資産として貸借対照表に計上されておられません。試算したところ、令和5年3月31日現在、貸借対照表の資産の部（固定資産・その他固定資産）にリース資産 2,060,100 円、負債の部の流動負債に（返済1年以内）リース負債 915,600 円、固定負債にリース負債 1,144,500 円計上しなければなりません。翌年度は計上して、重要な会計方針の注記（内容及び減価償却の方法）や固定資産の取得価額、減価償却累計額、当期末残高の明細を作成してください。（検討結果 3、リース会計基準 10 項、16 項、17 項、19 項、リース会計基準の適用指針 35 項 (3)）

## 【 指導事項 】

### 8 関連当事者との取引の開示について

関連当事者として上田市が該当すると思われるので取引の内容を注記してください。（会計基準第5(14)、会計基準注解（注17）、運用指針6、13(4)14）

## 【 意見 】

### 9 公益目的事業の実施について

定款第2章には目的及び事業について以下の記載があります。

（目的）第3条 この法人は、地域住民の福祉の増進を図るため、地方公共団体等が設置する公共施設の受託管理等を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（事業）第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）から（6）の事業は、団体の概要の主な事業の記載（P5）と同文のため省略。）

平成23年7月に旧丸子町、旧真田町、旧武石村の3公社と合併後、令和4年度は上田市、東京都練馬区、上田地域広域連合の設置する11の指定管理業務及び上田市等から3つの受託業務を実施され、目的達成のために要請に応えてきたことを評価します。

しかし、合併以来12年が経過し、地域住民の福祉の増進を図り、地域社会の発展に寄与する目的を重視する視点から、公共施設の受託管理等を狭く解釈することなく、広く公益目的事業の実施を期待します。例えば、地域の森林や自然を活かした健康や雇用の創出、伝統文化の復活、行ってみたい、住みたくなる地域づくり等広く受けとめて事業を実施さ

れることが考えられます。資金面では内部留保の活用、寄附金や賛助会費、補助金等が検討されなければなりません。人材面では民間人材の登用や民間団体との連携により優れた企画力が活かされなければなりません。合併後の上田市の出捐公益法人として新たな取組を期待します。

## 【 意見 】

### 10 法人税等納付と内部留保の活用について

法人税等の課税所得が令和 4 年度 33,204 千円、令和 3 年度 71,328 千円、令和 2 年度 63,282 千円ありました。その結果、法人税等が令和 4 年度 9,662 千円、令和 3 年度 22,661 千円、令和 2 年度 22,615 千円納付されています。

市内の民間の類似した事業を実施する法人の一部には、コロナによる需要減少の影響もあり、多額の損失を累積して事業を閉鎖した法人や、特別融資により赤字経営をなんとか維持している法人もある中で、このような課税所得と納税を行い、無借金経営を行うことに対して反省すべきと思料します。

指定管理料や受託契約料は市民の税金等に依っていることを重く受けとめ、月次決算の精微化と早期化等の対策を早急に実践して、多額な課税所得や納税の発生しない内部統制の仕組みを構築してください。

この結果、内部留保である正味財産が令和 5 年 3 月 31 日現在 347,856 千円あります。また、現金預金が 360,394 千円あります。特定資産の積立や公益目的事業を実施する等、有効な活用を期待します。

## 所管部局に対する指導事項、検討事項及び意見

### 【 検討事項 】

政策企画部

#### 1 固定資産台帳を活用した行政コスト分析について

上田市が団体へ管理委託している公の施設について、固定資産台帳による減価償却額を加算した施設別の行政コスト及び利用者 1 人あたりコスト並びに減価償却累計率は以下のとおりです。

・令和 3 年度

	ささらの湯	クアかけゆ	鹿月荘	さなだ館	番所ヶ原スキー	巢栗緑の広場	うつくしの湯	雲溪荘	武石ゴルフ	情報センター
市負担額 千円	38,164	41,595	28,569	73,770	22,576	17,755	56,587	35,579	4,533	21,964
減価償却額 千円	5,052	4,815	9,550	35,513	25,161	5,893	15,964	14,940	225	0
行政コスト 千円	43,215	46,410	38,119	109,283	47,738	23,648	72,551	50,519	4,759	21,964
延べ利用者数 人	222,942	11,372	6,968	163,602	106,263	8,526	112,814	10,569	6,369	25,215
1人コスト 円	194	4,081	5,471	668	449	2,774	643	4,780	747	871
取得価額 百万円	1,025	200	386	1,600	688	291	679	687	38	1,395
減価償却累計百万円	940	145	279	936	251	193	306	648	36	1,395
減価償却累計率 %	92	73	72	59	36	67	45	94	94	100

・令和 4 年度

	ささらの湯	クアかけゆ	鹿月荘	さなだ館	番所ヶ原スキー	巢栗緑の広場	うつくしの湯	雲溪荘	武石ゴルフ	情報センター
市負担額 千円	37,911	41,598	29,050	77,891	29,896	18,633	53,394	37,360	4,699	25,028
減価償却額 千円	5,052	4,815	9,550	35,513	25,161	5,893	15,964	14,940	225	0
行政コスト 千円	42,963	46,413	38,600	113,404	55,057	24,526	69,358	52,300	4,924	25,028
延べ利用者数 人	248,467	11,917	8,747	166,711	134,562	11,589	117,624	12,053	5,212	27,176
1人コスト 円	173	3,895	4,413	680	409	2,116	590	4,339	945	921
取得価額 百万円	1,025	200	386	1,600	688	291	679	687	38	1,395
減価償却累計百万円	945	150	288	972	276	199	322	663	36	1,395
減価償却累計率 %	92	75	75	61	40	69	48	97	95	100

#### ※表の説明

##### 令和 3 年度

- 市負担額（歳出-歳入）・延べ利用者数は、令和 3 年度の指定管理者モニタリング評価調書に依っている。（令和 4 年度に変更分は変更後に依っている。）
- 減価償却額・減価償却資産・土地面積は、固定資産台帳に依っている。（物品は償却修正している。）
- マルチメディア情報センターは、「令和 3 年度決算に係る主要施策の成果等報告書」マルチメディア情報センター管理運営事業費（地域情報化業務委託除く）及び来館者数に依っている。

##### 令和 4 年度

- 市負担額（歳出-歳入）・延べ利用者数は、令和 4 年度の指定管理者モニタリング評価調書に依っている。
- 減価償却額・減価償却資産・土地面積は、固定資産台帳に依っている。令和 4 年度の固定資産台帳が作成されていないため令和 3 年度と同額とした。
- マルチメディア情報センターは、「令和 4 年度決算に係る主要施策の成果等報告書」マルチメディア情報センター管理運営事業費（地域情報化業務委託除く）及び来館者数に依っている。

令和 4 年度の減価償却額を加算した施設別の利用者 1 人あたり行政コストは、鹿月荘 4,413 円、雲溪荘 4,339 円、クアハウスかけゆ 3,895 円と高いのに対し、ささらの湯 173 円、番所ヶ原スキー場 409 円、うつくしの湯 590 円、さなだ館 680 円と低い状況です。

施設の取得価額に対して耐用年数に対応した減価償却累計額の度合いを示す減価償却累計率は、マルチメディア情報センター100%、雲溪荘 97%、武石マレットゴルフ場 95%、ささらの湯 92%、クアハウスかけゆ及び鹿月荘 75%と老朽化が進行しているのに対して、番所ヶ原スキー場 40%、うつくしの湯 48%、さなだ館 61%と耐用年数の 50%前後の施設もあります。

施設の今後のあり方を検討するに際して参考としてください。

## 【 指導事項 】

政策企画部

### 1 適切な指導監督について

#### (1) 法令遵守について

団体の監査結果に記載のとおり、指摘事項 5 件、指導事項 3 件ありました。

公益法人に係る法令や会計基準について、指導経験を有する専門家の意見を踏まえて、早期に改善されるよう指導監督してください。

#### (2) 課税所得と納税に係る指導について

団体の監査結果に記載のとおり、法人税等納付について意見を付しました（P11）。

令和 4 年度の収支計算書によると情報受託業務の当期収支差額が 16,994 千円のプラスとなっています。

また、法人管理は 10,156 千円のプラスであることから、各施設や事業の管理経費の配賦が正確ではありません。（決算結果により配賦するのでゼロとなる。資金移動と共通経費の配賦を混同している。）団体の指導事項 5 (2) ②に記載した配賦計算が正しく行われていないことを示しています。実績報告書の検証が必要です。

月次決算の精緻化と早期化を前提として、指定管理料や受託契約料について、変更契約条項の追加や補助金交付等について多額の課税所得が生じない仕組みを構築することを指導してください。

#### (3) 役員人事について

団体の監査結果に記載のとおり、指摘事項 5 件、指導事項 3 件ありました。

公益法人に係る法令や会計基準について、指導経験を有する専門家を監事に登用する等指導してください。

また、理事は業務執行理事の職務の執行の状況を理事会に報告を求めて監視する役割を担っていること（定款第 21 条 5 項）及び職務専念義務の観点から上田市の職員（部長、地域自治センター長）が兼務することは適当ではありません。理事会等にはオブザーバー出席等に止めるよう指導してください。

## 【 意見 】

政策企画部

### 1 公益目的事業の推進について

団体の監査結果の意見に記載のとおり（P10）、合併以来12年が経過し、地域住民の福祉の増進を図り、地域社会の発展に寄与する目的を重視する視点から、公共施設の受託管理等を狭く解釈することなく、広く公益目的事業の実施が考えられます。合併後の上田市の出捐公益法人として新たな取組を行うため、所管部局として企画運営に積極的な要請を行う等、指導的役割を果たされることを期待します。

### 2 市の指定管理施設及び委託業務について

公の施設は市民の福祉を増進する目的を持って市民の利用に供するための施設であり、設置目的を効果的に達成する制度として指定管理者制度が存することから、公募が原則であり、例外とする根拠について選定の都度、検証が必要です。対象の同種施設は、市内の民間経営でも同様に存して競合しており、目的適合性の視点から適合度は高いとは言えません。固定資産台帳を活用した行政コスト分析を実施しましたが、所管部局職員の従事する人的コスト等を含めると更に行政コストは多額となることを認識することが必要です。

また、地域情報化やネットワーク管理、行政情報処理業務を委託していますが、環境変化に適合した求められる委託業務の実践であるためには、日進月歩の高度化に遅れをとらない質の向上とコストの軽減が課題であり、同種のサービスを提供する民間団体との比較による委託内容の見直しや専門人材の活用を怠ってはなりません。